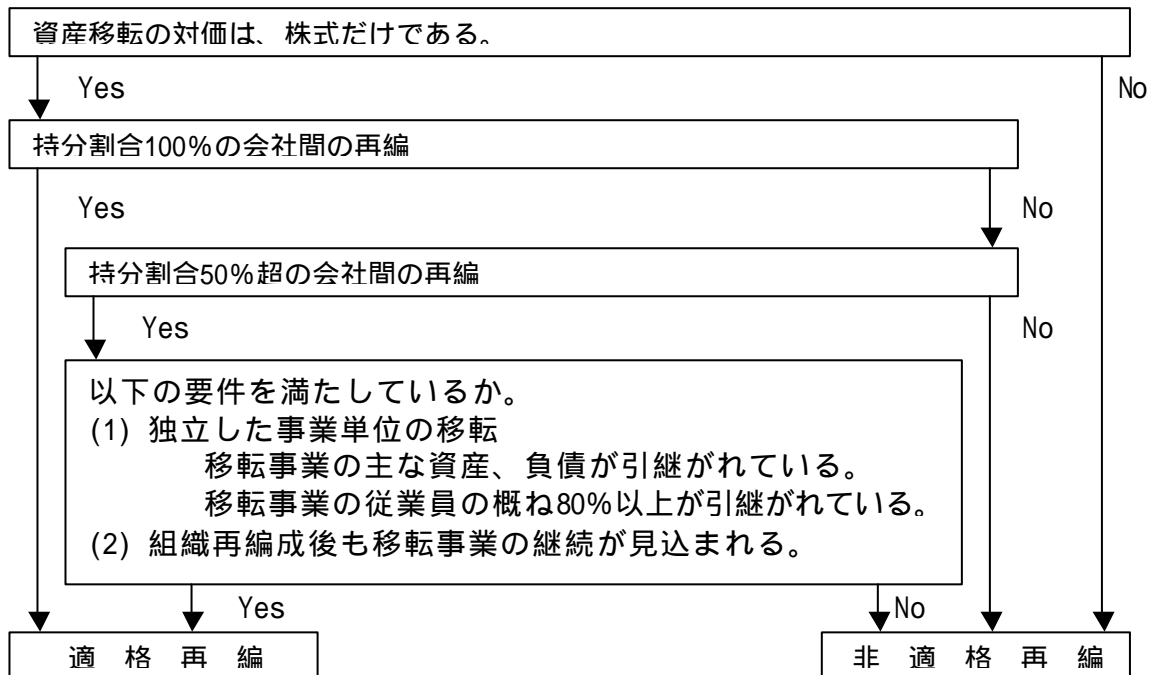


企業再編税制

2001年度の税制改正において、企業再編税制が新設されました。
 企業再編とは、法人の分割、合併、現物出資または事後設立のことをいいます。
 税法の規定をクリアすれば、税法上の適格再編として含み損益が繰りのべできます。

< 企業グループ内の組織再編成 >



< ポイント >

1. 移転資産の譲渡損益課税
 適格再編の場合、全ての資産を簿価で引継ぐため、譲渡損益の計上はない。
 非適格再編の場合、時価で譲渡したものとされ、譲渡損益が計上される。
2. 合併時の被合併法人の繰越欠損金は、適格再編の場合、原則として引継可。
3. 株主への課税は、適格再編の場合、譲渡所得・みなし配当課税なし。

お見逃しなく！

1. 適格再編の持分割合の適用範囲
 親子会社間だけでなく、同一株主（個人の場合は、オーナーとその親族）などが、それぞれ50%超支配する「兄弟会社」間同士の再編にも適用されます。
2. 各種引当金も、適格再編の場合、分割承継法人で引継ぐことができます。
3. 分割による設立・資本増加に係る登録免除税の税率は1,000分の1.5となります。
 不動産移転にかかる登録免許税は1,000分の50が1,000分の6になります。